

ブロック塀等改善事業のご案内

—安全な歩行空間を目指して—

地震などによるブロック塀等の倒壊を防止し、歩行者の安全性を確保するため、道路等に面する危険なブロック塀等の改善工事に要する費用を補助します。

1 補助制度の対象

- 道路等※¹に面する高さ1 m以上のブロック塀等※²で、地震時に倒壊するおそれのあるもの※³

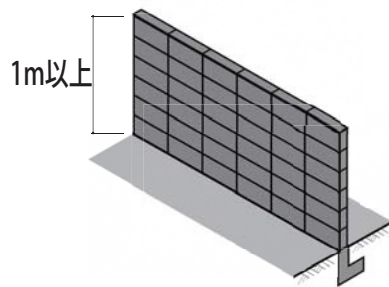
※1 「道路等」とは、建築基準法第42条に規定する道路又は多くの方が通行する第43条第2項に基づく空地。

※2 「ブロック塀等」とは、コンクリートブロック塀、コンクリート製の塀、石積塀、万年塀その他これらに類する塀及び門柱。

※3 事前相談を受けた後、市職員又は市が委託する専門家が現地を確認し判定。

- 補助金を申請できる方 ブロック塀等の所有者又は管理者（いずれも個人に限る。）※⁴

※4 「身近なまちの防災施設整備事業」又は「狭あい道路拡幅整備事業」の対象となる場合は、「ブロック塀等改善事業」を利用できません。



2 補助対象となる工事

施工業者は市内に本社のある事業者から選定してください。

- 除却 道路等に面するブロック塀等を、原則全て除却する工事

- 新設 ブロック塀等の除却とセットで行う、軽量なフェンス等※⁵※⁶又は生垣の新設工事

※5 「軽量なフェンス等」とは、ネットフェンス、アルミフェンス、その他これらに類する塀。

※6 幅員が4 m未満の道路等の場合、軽量なフェンス等又は門の新設にあたり、道路等の中心から2 m以上後退が必要なことがあります。

3 補助額

補助率・面積等により補助額が決まります。（下表参照）

ブロック塀等の除却工事	軽量なフェンス等の新設工事
補助対象となる工事費×9/10 又は 見付面積※×5,760円/m² ※「見付面積」とは、道路等の側から見たブロック塀等の面積 のいずれか低い額	補助対象となる工事費×1/2 又は (基礎を新設する場合 長さ×36,750円/m) (既存の基礎を使用する場合 長さ×17,400円/m) (生垣を設置する場合 長さ×3,000円/m) のいずれか低い額
上記の除却工事と軽量なフェンス等の新設工事を合わせた上限額は30万円です。	

手続きの流れについては裏面をご覧ください。

横浜市建築局

4 手続きの流れ

項目	申請者	横浜市
事前相談	「事前相談票」の提出 「回答書」の受領	「事前相談票」の受付・現場調査 「回答書」の作成 (「現場調査報告書」を添付)
施工業者の選定	施工業者の選定 「見積書」の取得	施工業者は市内の事業者から選定してください。 工事金額が100万円以上となる場合は、2者以上の「見積書」が必要となります。
申請	「補助金交付申請書」の提出※ 「補助金交付決定通知書」の受領	「補助金交付申請書」受付・審査 「補助金交付決定通知書」の交付
施工業者との契約	申請者が施工業者と契約	市から交付される「補助金交付決定通知書」受領後に契約して下さい。
工事	工事の実施 工事の「完了報告書」の作成	
完了検査	完了検査の連絡 「完了報告書」の提出 「補助金額確定通知書」の受領	完了検査の実施 「完了報告書」の受付・審査 「補助金額確定通知書」の交付
補助金の請求	「請求書」の提出	「請求書」の受付・内容確認
補助金の受領	入金の確認	補助金の支出

※ 補助交付金申請に必要な書類

- ☐ 補助金交付申請書（第1号様式）
- ☐ 【関係権利者が複数いる場合】関係権利者同意書（関係権利者全員分）（第3号様式）
- ☐ 納税状況調査同意書（関係権利者全員分）（第4号様式）
- ☐ 誓約書（関係権利者全員分）（第5号様式）
- ☐ 見積書（併せて施工事業者が市内事業者であることを証明する書類が必要となります）
- ☐ 既存ブロック塀等概要図（現場調査報告書等）
- ☐ 除却等の範囲がわかる図面（現場調査報告書等に明示したものでも構いません）
- ☐ 【新設の場合】軽量なフェンス等の整備計画図、仕様書等
- ☐ その他市長が必要と認めるもの

お問い合わせ先

横浜市 建築局 建築防災課

〒231-0012 横浜市中区相生町 3-56-1 JNビル 12 階

TEL：045-671-2930 FAX：045-663-3255